**工 事 名 称 共同企業体協定書（参考例：２ＪＶの場合）**

**（目的）**

1. 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

１ 福山市（以下「市」という。）発注に係る 工 事 名 称 （当該工事内容の変更に伴う工

事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

２ 前号に附帯する事業

**（名称）**

1. 当共同企業体は、「 Ａ・Ｂ 工 事 名 称 共同企業体」（以下「企業体」という。）と称

する。

**（事務所の所在地）**

1. 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地 Ａ 建設株式会社内に置く。

**（成立の時期及び解散の時期）**

1. 当企業体は、○○○○年○○月○○日に成立し、建設工事の目的物を市に引き渡した

のち、市の承諾を得た日に解散するものとする。

２　建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、

当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

**（構成員の住所及び名称）**

1. 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

Ａ 建設株式会社

○○県○○市○○町○○番地

Ｂ 建設株式会社

**（代表者）**

第６条 当企業体は、 Ａ 建設株式会社代表取締役○○○○を代表者とする。

２ 前項の代表者の退任の場合は、当共同企業体は新代表者を選任してこれを市に通知するも

のとする。

３ 前項の通知前に従前の代表者が、建設工事に関しなした行為については、当企業体はこれ

を有効とし、市に対しその責に任ずるものとする。

**（代表者の権限）**

第７条 当企業体の代表者は、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした

上で、建設工事の施工に関し、市及び監督官庁と折衝する権限並びに市に対する建設工事の

入札書、見積書の提出、契約の締結及び変更、履行その他建設工事に関する一切の事項を処

理する権限、並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に

属する財産を管理する権限を有するものとする。

**（構成員の出資の割合）**

第８条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者

と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

Ａ 建設株式会社 　○○％

Ｂ 建設株式会社 ○○％

２ 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価する

ものとする。

**（運営委員会）**

第９条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工

の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本

的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

２ 運営委員会に委員長を置き当企業体の代表者をもってこれにあてるものとする。

３ 運営委員会のもとに事務局を置く。

４ 運営委員会に監査委員を置き、Ｂ 建設株式会社の代表取締役 ○○○○を監査委員とする。

**（構成員の責任）**

第１０条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴

い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

**（取引金融機関）**

1. 当企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同企業体の名称を冠した代

表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

**（決算）**

第１２条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

**（利益金の配当の割合）**

1. 決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に

利益金を配当するものとする。

**（欠損金の負担の割合）**

1. 決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金

を負担するものとする。

**（権利義務の譲渡の制限）**

1. 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

**（工事途中における構成員の脱退に対する措置）**

1. 構成員は、市及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日

までは脱退することができない。

２ 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存

構成員が共同連帯して建設工事を完成する責を負う。

３ 第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、

脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割

合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４ 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金

を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき

金額を控除して金額を返還するものとする。

５ 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

**（構成員の除名）**

第１６条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行

その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び市の承認によ

り当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準

用するものとする。

**（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）**

1. 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第

１６条第２項から第５項までを準用するものとする。

**（代表者の変更）**

第１７条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなく

なった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び市の承認により残存構

成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

**（解散後の契約不適合責任）**

第１８条　当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、

各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

**（協定書に定めのない事項）**

第１９条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

Ａ 建設株式会社外○社は、上記のとおり 工 事 名 称 共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自その１通を所持するものとする。

年 月 日

印

商号又は名称 印